

# 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案に対する意見募集の実施結果について

平成23年7月4日  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室

## 1. 意見募集の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

### (2) 意見募集期間

平成23年4月21日（木）～ 平成23年5月20日（金）

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

## 2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通（1件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	水質汚濁に係る農薬登録保留基準値案については同意するが、難溶性で生物濃縮性が高い農薬については、水質汚濁に係る農薬登録保留基準値の設定に当たっては、微生物への影響も評価すべきではないか。	御意見ありがとうございます。 農薬の生態系への影響を未然に防止する観点から、現在、水産動植物について登録保留基準値を設定しています。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただくとともに、引き続き科学的知見の集積に努めてまいります。